

慶 弔 規 則

(目 的)

第1条 一般社団法人 千葉県損害保険代理業協会(以下「本会」という。)は、理事会の決議に基づき、本会が行う慶事、弔事に関する慶弔見舞規則を定める。

(適用の範囲)

第2条 本規則を適用する範囲は、次の各号の現職にある者とする。

- (1) 本会の会員本人
- (2) 前各号のほか、会長が特に必要と認めた者

(結婚祝金)

第3条 本会は、第2条1号、第2号に記載された者が、結婚したときは、結婚祝い金として **30,000** 円を贈る。

(弔慰金)

第4条 本会は、第2条1号、第2号に記載された者及びその配偶者が逝去したときは、その遺族に対し、次の各号のとおり弔慰金を贈り、哀悼の意を表する。

- (1) 第2条1号、第2号に記載された者 **30,000** 円
- (2) 前記1号の配偶者 **10,000** 円

(金額の増減)

第5条 本規則に定める金額の増減は、会長が必要と認めたときは、増減を行うことができる。

(変 更)

第6条 本規則の改廃は、理事会の決議を経なければならない。

(附 則)

第7条 本規則は、平成 **21** 年 **10** 月 **23** 日より実施する。